

訪問系サービスの報酬改定について

1. 訪問系サービス共通事項

- 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化を踏まえ、廃止する予定(廃止日未定)。その際、一定の経過措置期間を設ける。

処遇改善加算(Ⅳ)または(Ⅴ)を取得している事業者におかれましては、より上位の区分の積極的な加算取得をお願いいたします。

2. 訪問系サービス個別事項

①居宅介護

(1) 同一建物等の利用者等に提供した場合の減算 【新設】

- I 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- II 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合)
- III 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者が1月あたり50人以上の場合)

上記の者に居宅介護を行う場合は、所定単位数から、I 又は II の場合は10%減算、III の場合は15%減算する。

① 居宅介護

(2) 初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合 の減算【新設】

居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧ヘルパー2級を含む)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

(3) 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

精神障害者に対して、より高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

福祉専門職員等連携加算 564単位／回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

※単位等の変更はありません。

基本報酬(居宅介護)

身体介護	H29	H30
30分未満	245	248
30分以上1時間未満	388	392
1時間以上1時間30分未満	564	570
1時間30分以上2時間未満	644	651
2時間以上2時間30分未満	724	732
2時間30分以上3時間未満	804	813

家事援助	H29	H30
30分未満	101	102
30分以上45分未満	146	148
45分以上1時間未満	189	191
1時間以上1時間15分未満	229	231
1時間15分以上1時間30分未満	264	267

通院等介助 (身体介護あり)	H29	H30
30分未満	245	248
30分以上1時間未満	388	392
1時間以上1時間30分未満	564	570

通院等介助 (身体介護なし)	H29	H30
30分未満	101	102
30分以上1時間未満	189	191
1時間以上1時間30分未満	264	267

通院等乗降介助	H29	H30
1回	97	98

② 重度訪問介護

(1) 病院等に入院中の支援の評価

障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所(以下「病院等」という。)への入院中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬》【新設】

入院中以外の基本報酬と同様とする。

(単位)

	入院中以外	入院中
1時間未満	184	184
1時間以上1時間30分未満	274	274

※ 他の時間の単位も同様

《入院中の支援の加算・減算》【新設】

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- ① 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可
- ② 90日以降の利用は所定単位数の20%減算とする。

② 重度訪問介護

(2) 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

【現行】

- 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

【見直し後】

- 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する(算定開始から120時間に限る。)。

② 重度訪問介護

(3) 外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る」とする規定を廃止する(同行援護及び行動援護についても同様)。

基本報酬(重度訪問介護)

	H29	H30
1時間未満	183	184
1時間以上1時間30分未満	273	274
1時間30分以上2時間未満	364	365
2時間以上2時間30分未満	455	456
2時間30分以上3時間未満	546	548
3時間以上3時間30分未満	636	638
3時間30分以上4時間未満	728	730
4時間以上8時間未満	813単位に所要時間4hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数	815単位に所要時間4hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数
8時間以上12時間未満	1,493単位に所要時間8hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数	1,495単位に所要時間8hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数
12時間以上16時間未満	2,168単位に所要時間12hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数	2,170単位に所要時間12hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数
16時間以上20時間未満	2,814単位に所要時間16hから計算して、所要時間0.5h増すごとに86単位を加算した単位数	2,816単位に所要時間16hから計算して、所要時間0.5h増すごとに86単位を加算した単位数
20時間以上24時間未満	3,496単位に所要時間20hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数	3,498単位に所要時間20hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数

③ 同行援護

(1) 基本報酬の見直し

同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。

ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り、改定前の報酬を算定することができる。

③ 同行援護

(2) 盲ろう者等への支援の評価

盲ろう者や重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算》【新設】

盲ろう者向け通訳・介助員(地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者)が、盲ろう者(同行援護の対象要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者)を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算》【新設】

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算》【新設】

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

③ 同行援護

(3) 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者要件の見直し等

- ・ 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- ・ 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33(2021)年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了した者とみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

【現行】

- 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。)

【見直し後】

- 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者(盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33(2021)年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。)

③同行援護

(3) 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者要件の見直し等

《見直し後の、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算》

【新設】

前項見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

【現行】

- 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであって(3)の要件を満たすもの
 - (1) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
 - (2) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの(平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。)
 - (3) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。)
- **平成30年3月31日までの経過措置を廃止**

③ 同行援護

(3) 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者要件の見直し等

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

【見直し後】

○ 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの

- (1) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
- (2) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者

基本報酬(同行援護)

身体介護あり	H29	H30
30分未満	256	184
30分以上1時間未満	405	291
1時間以上1時間30分未満	589	420
1時間30分以上2時間未満	672	484
2時間以上2時間30分未満	755	547
2時間30分以上3時間未満	839	610
3時間以上	922単位に所要時間3hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに83単位を加算した単位数	673単位に所要時間3hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに63単位を加算した単位数

身体介護なし	H29	H30
30分未満	105	—
30分以上1時間未満	199	—
1時間以上1時間30分未満	278	—
1時間30分以上	347単位に所要時間1.5hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに70単位を加算した単位数	—

※報酬は、身体介護ありに一本化されます。

④ 行動援護

(1) 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

- ・ 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

【現行】

- 「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

【見直し後】

- 「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

(2) 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33(2021)年3月31日まで延長する。

基本報酬(行動援護)

	H29	H30
30分未満	253	254
30分以上1時間未満	401	402
1時間以上1時間30分未満	584	586
1時間30分以上2時間未満	731	733
2時間以上2時間30分未満	879	882
2時間30分以上3時間未満	1,027	1,030
3時間以上3時間30分未満	1,175	1,179
3時間30分以上4時間未満	1,323	1,327
4時間以上4時間30分未満	1,472	1,477
4時間30分以上5時間未満	1,619	1,624
5時間以上5時間30分未満	1,767	1,773
5時間30分以上6時間未満	1,915	1,921
6時間以上6時間30分未満	2,063	2,070
6時間30分以上7時間未満	2,211	2,218
7時間以上7時間30分未満	2,360	2,368
7時間30分以上	2,506	2,514